

第 54 回 知的財産管理技能検定
2 級 実技試験
管理業務

(はじめに)

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとします。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2026年1月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

- 1 化学品メーカーX社の技術者甲は、新しい素材に関する発明Aと、当該素材の使用方法に関する発明Bについて、特許出願をしようと考え、X社の知的財産部の部員乙に相談した。甲の質問に対し、乙が発言1をしている。

甲 「今回の発明Aと発明Bは、それぞれ別の発明と考えられますが、1つの願書で特許出願をすることはできますか。」

発言1 「発明Aと発明Bが発明の単一性の要件を満たす関係にある場合には、複数の発明であっても1つの願書で特許出願をすることができます。」

その後、発明Aについて2025年3月に特許出願Pをし、出願審査の請求をしたところ、2026年3月に最初の拒絶理由通知を受けた。これに対し、意見書及び手続補正書を提出した結果、2026年7月に最後の拒絶理由通知を受けた。特許出願Pの明細書には発明Bについて記載されていた。甲の質問に対し、乙が発言2をしている。

甲 「宣伝効果や他社への牽制効果を考えて、特許出願Pを実用新案登録出願に変更したいと思いますが、その際に発明Bを実用新案登録請求の範囲に記載することはできますか。」

発言2 「特許出願Pを実用新案登録出願に変更することは可能ですが、方法の考案は実用新案法の保護対象でないために登録を受けることはできません。」

以上を前提として、問1～問4に答えなさい。

問1

発言1について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、選びなさい。

問2

【理由群I】の中から、問1において適切又は不適切と判断した理由として、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

【理由群Ⅰ】

- ア 物と方法の発明の関係にあり、発明の単一性の要件を満たさないため
- イ 互いに異なるカテゴリーに属する複数の発明を1つの特許出願に含めることはできないため
- ウ 発言の内容のとおりであるため

問3

発言2について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、選びなさい。

問4

【理由群Ⅱ】の中から、問3において適切又は不適切と判断した理由として、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

【理由群Ⅱ】

- ア 発言の内容のとおりであるため
- イ 方法の考案も実用新案法の保護対象であるため
- ウ 出願変更の時期的要件を満たすことができないため

- 2** 食料品メーカーX社は、新規の「マーガリン」及び「チョコレートスプレッド」の商品を開発し、これらの商品名として、マーケティング部から「ABC」が提案された。X社の知的財産部の部員甲は、これらの新商品について商標登録出願を検討し、その結果について、知的財産部の部長乙に対して、発言1～2をしている。なお、商品区分として、「マーガリン」は第29類、「チョコレートスプレッド」は第30類に属する。

発言1 「商品である『マーガリン』と、『チョコレートスプレッド』とは異なる商品区分です。したがって、これらの商品を一の商標登録出願に指定商品として指定することはできないので、指定商品『マーガリン』と、指定商品『チョコレートスプレッド』として、別々に商標登録出願をする必要があります。」

発言2 「商標登録を受けようとする商標として、特殊なフォントで記載した『ABC』の文字について商標登録出願をした後であっても、願書に標準文字の欄を追加し、『ABC』の文字のフォントを通常のフォントに補正することができます。」

以上を前提として、問5～問8に答えなさい。

問5

発言1について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、選びなさい。

問6

【理由群Ⅲ】の中から、問5において適切又は不適切と判断した理由として、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

【理由群Ⅲ】

- ア 一の商標登録出願で複数の商品区分を指定すると拒絶理由の対象となるため
- イ 一の商標登録出願で複数の商品区分を指定すると出願却下の対象となるため
- ウ 一の商標登録出願で複数の商品区分を指定することができるため

問 7

発言 2 について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、選びなさい。

問 8

【理由群Ⅳ】の中から、問 7 において適切又は不適切と判断した理由として、最も適切と考えられるものを 1 つ選びなさい。

【理由群Ⅳ】

- ア 要旨変更補正に該当するため
- イ 要旨変更補正に該当しないため
- ウ 補正命令の対象となるため

3 テレビ局X社の法務部の部員甲が、発言1～2をしている。

発言1 「X社が制作し放送したアニメ作品Aが、ネットユーザー乙によって、動画投稿サイトに、誰の許諾も得ずに投稿されています。アニメ作品Aには、映像制作会社Y社が制作した劇場用映画の映像が、Y社の許諾の下に1分ほど部分使用されています。乙の行為は、Y社が有する権利を侵害しています。」

発言2 「X社が動画サイトにアップロードしたドキュメント番組Bを、ネットユーザー丙が、個人的に視聴する目的で録音及び録画をしました。このドキュメント番組Bには、レコード製作者W社が発行したCDの音楽がタイトル画面のテーマ曲として用いられています。丙の行為は、W社が有する権利を侵害しています。」

以上を前提として、問9～問12に答えなさい。

問9

発言1について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、選りなさい。

問10

【理由群V】の中から、問9において適切又は不適切と判断した理由として、最も適切と考えられるものを1つ選りなさい。

【理由群V】

- ア 引用となるため
- イ 公衆送信権の侵害となるため
- ウ 頒布権が消尽したため
- エ 上映権の侵害となるため

問 1 1

発言 2 について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、選びなさい。

問 1 2

【理由群Ⅵ】の中から、問 1 1 において適切又は不適切と判断した理由として、最も適切と考えられるものを 1 つ選びなさい。

【理由群Ⅵ】

- ア 送信可能化権の侵害となるため
- イ 複製権の侵害となるため
- ウ 写り込み等となるため
- エ 私的使用の複製となるため

4 問 1 3～問 3 3に答えなさい。

問 1 3

生活用品メーカーX社は、ハンカチを指定商品とした商標Aについて商標登録出願Mを行った。当該出願後に先行出願調査を行ったところ、タオルメーカーY社がタオルを指定商品とする商標Aに類似する商標Bについて、商標登録出願Mと同じ日に商標登録出願Nをしていたことが判明した。ア～エを比較して、X社の考えとして、最も不適切と考えられるものを1つ選びなさい。但し、タオルとハンカチは類似する商品であるとする。

- ア 特許庁長官からY社と協議するように命令されることがある。
- イ わが社とY社のどちらが商標登録を受けられるか、くじで決めることがある。
- ウ Y社から承諾さえ得れば、わが社は商標登録出願Mについて商標登録を受けることができる。
- エ 出願公開後であってもY社が商標登録出願Nを取り下げれば、商標登録出願Mについて、商標登録を受けることができる。

問 1 4

文房具メーカーX社は、万年筆の商品名を名称Aとして販売を予定していたところ、Y社が万年筆を含む多数の指定商品について、名称Aに係る商標権Mを有していることがわかった。ア～エを比較して、X社の考えとして、最も不適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア わが社が万年筆の包装のみに名称Aを付ける場合であっても、商標の使用に該当し、商標権Mを侵害するおそれがある。
- イ わが社が商標権Mに係る名称Aを使用するために、指定商品を万年筆に限定してY社から商標権Mを譲り受ける。
- ウ わが社がY社から商標権Mについて専用使用権の設定又は通常使用権の許諾を受ける際に、Y社は、販売期間や販売地域を限定することができる。
- エ Y社がすでにW社に、商標権Mのうち「万年筆」について専用使用権の設定登録をしている場合でも、わが社は、Y社との間で「万年筆」について通常使用権の許諾を受けることができる。

問 15

X社は、イラストレーター甲に、X社のパンフレットに掲載するイラストAの制作を依頼し、完成した際に報酬を甲に支払うことを約束した。X社の法務部の部員乙は、甲と著作権譲渡契約又は著作物利用許諾契約を締結し、X社がなるべく制約を受けずに、イラストAを広い範囲で利用できるようにしたいと考えている。ア～エを比較して、乙の考えとして、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 著作物利用許諾契約を締結する場合、利用期間や利用方法について決めることはできない。
- イ 著作物利用許諾契約を締結する場合、イラストAに係る著作物について、X社へ利用許諾したことを登録しなければ、利用許諾の効力は発生しない。
- ウ 著作権譲渡契約を締結する場合、イラストAに係る著作権を甲からX社へ移転したことを登録しなければ、移転の効力は発生しない。
- エ 著作権譲渡契約において、「甲は、イラストAに生ずるすべての著作権を何らの制約なくX社に譲渡する」と規定しておくことが考えられるが、この規定だと、イラストAの翻案権等及び翻案等した著作物の利用権は甲に留保されたものと推定される。

問 16

陶磁器メーカーX社は、マグカップAを新たに販売しようとしている。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員の考えとして、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア マグカップAは、その一部である取っ手の形状が特徴的なので、当該取っ手について意匠登録出願をすることとした。
- イ 同時に販売する予定の複数のマグカップは、各マグカップの模様に統一感はないが、マグカップとしては同一物品であるので、これら複数のマグカップを組物の意匠として意匠登録出願をすることとした。
- ウ マグカップAには、ハワイを意識したデザインコンセプトが採用されており、当該デザインコンセプトを砂糖壺に採用し、マグカップAを本意匠、当該砂糖壺を関連意匠として、意匠登録出願をすることとした。
- エ マグカップAは、側面に施された模様が特徴的で、当該模様は、他の種類の陶磁器にも用いることができるので、当該模様そのものについて意匠登録出願をすることとした。

問 17

ソフトウェア企業X社は、クラウド上で動作する暗号鍵管理システムの発明について特許出願Pを行った。しかし、特許出願Pは審査を経て拒絶査定が送達され、X社の知的財産部の部員が今後とり得る手段を検討している。ア～エを比較して、部員の考えとして、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 審決取消訴訟を提起し、拒絶査定を取り消してもらえば、登録を受けることができる。
- イ 拒絶査定が送達日から30日以内に限り、拒絶理由のない請求項のみについて分割出願をすることができる。
- ウ 拒絶査定不服審判を請求し、あわせて、拒絶理由がある請求項1を削除し、拒絶理由のない請求項2を残す補正書を審判請求と同時に提出する。
- エ 拒絶査定不服審判を請求すると、当該審判では、審査官とは異なる審判官3人又は5人の合議体で審理され、拒絶査定における拒絶の理由は審理されない。

問 18

電子材料メーカーX社は、Y社と新製品Aの共同開発を検討している。ア～エを比較して、X社の考えとして、最も不適切と考えられるものを1つ選びなさい。なお、X社とY社の間で特許出願及び特許権に関する契約は結ばれていないものとする。

- ア Y社が主担当、X社が副担当として共同開発をして得られた発明について共同で特許出願をした場合、Y社は、X社の同意を得なくても当該特許出願に係る発明に関して他社に仮通常実施権を許諾することができる。
- イ X社とY社とが共同開発をして得られた発明において、X社の発明者が2名、Y社の発明者が1名であった場合であっても、共同の特許出願に係るX社とY社の持分の比率は1対1となる場合がある。
- ウ X社とY社との共同開発を通じて、X社の従業者のみが発明者となる発明が生じた場合、Y社には当該発明について特許を受ける権利は帰属しない。
- エ X社とY社とが共同開発をして得られた発明について共有の特許権を得た場合、Y社は、X社の同意を得ることなく無償でその発明を実施できる。

問 19

アーティストの甲と乙は共同でデジタルアートAを創作した。デジタルアートAの利用方法や、侵害された場合の対応について検討している。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 甲は、乙との合意によらなければ、デジタルアートAを公表することができない。
- イ 甲は、乙との合意によらなくても、利用を希望する者に利用許諾をすることができる。
- ウ 甲は、乙の同意を得なければ、自己の持分について侵害者に損害賠償請求をすることができない。
- エ 甲は、乙の同意を得なければ、侵害者に差止請求をすることができない。

問 20

食品メーカーX社が新製品の即席麺の販売を開始したところ、競合会社であるY社からX社に、Y社の有する特許権Pを侵害する旨の警告書が送られてきた。ア～エを比較して、X社の考えとして、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 特許権Pに対する特許異議の申立ては、利害関係人に限られる。今回警告書が届いたことで利害関係が生じたため、わが社が特許異議の申立てを行うことができる。
- イ 他のメーカーにも同じような警告書が送られているようであり、他社と共同で特許権Pに対して特許無効審判を請求することができる。
- ウ 特許権Pに対して特許無効審判を請求する前に、特許侵害訴訟が提起された場合には、特許無効審判を請求することはできない。
- エ 特許権Pの存続期間が1年後に満了する場合には、特許権Pに対する特許無効審判の請求期限は今後1年以内に限定される。

問 2 1

化学品メーカーX社は、新規な洗浄剤Aに係る特許出願Pをし、その後、洗浄剤Aを改良した洗浄剤Bについて、特許出願Pに基づいて国内優先権の主張を伴う特許出願Qをした。特許出願Qの特許請求の範囲には、洗浄剤Aに係る発明と、洗浄剤Bに係る発明と、洗浄剤A及び洗浄剤Bの両方の上位概念である洗浄剤Cに係る発明が記載され、明細書には洗浄剤A及び洗浄剤Bが記載されていた。特許出願Qが登録された後、Y社が洗浄剤Bと同一の洗浄剤Dの製造販売を開始したので、X社は、Y社に対する権利行使を検討している。ア～エを比較して、X社の考えとして、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 洗浄剤Bに係る特許権に基づいてY社に権利行使をする場合には、特許出願Pに係る優先権証明書を予めY社に提示して警告する必要がある。
- イ 洗浄剤Dの製造販売に対する差止請求をするにあたっては、洗浄剤Bに係る特許権と、洗浄剤Cに係る特許権のいずれの特許権に基づいて権利行使をしてもよい。
- ウ 特許出願Qの明細書には、洗浄剤A及び洗浄剤Bに係る発明しか記載されていないため、洗浄剤Cに係る特許権の効力は、洗浄剤Dの製造販売行為に及ばない。
- エ 特許出願Pは、その出願日から1年4カ月経過後に取り下げられたものとみなされるため、取り下げられたものとみなされた後は、洗浄剤Aに係る特許権の効力は、洗浄剤Dの製造販売行為に及ばない。

問 2 2

自動車メーカーX社は、自動車に係る形状等Aについての意匠権を有している。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員の考えとして、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 形状等Aに含まれるヘッドライトと同一の形状等Bであるヘッドライトに、当該意匠権の効力が及ぶ。
- イ 形状等Aとは非類似の形状等であるが、X社と出所の混同を生ずるおそれがある自動車に、当該意匠権の効力が及ぶ。
- ウ 形状等Aと類似する形状等Cである自動車の玩具に、当該意匠権の効力が及ぶことはない。
- エ 形状等Aと類似する形状等Dである自動車が描かれたTシャツに、当該意匠権の効力が及ぶ。

問 2 3

カメラメーカーX社は、新型オートフォーカス機構に係る発明Aについて、特許出願を予定している。X社の知的財産部の部員が発明Aの出願書類案について検討している。ア～エを比較して、部員の考えとして、最も不適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 発明Aのポイントであるレンズ駆動アルゴリズムの具体的なステップは、競合に知られたくないので、明細書を読んだだけでは当業者が実施できないように、図面や数値条件を省略すべきである。
- イ 特許請求の範囲の「高速にレンズを移動させる」という記載は、「高速」の基準が曖昧で不明確なので、例えば客観的数値などで限定するよう修正すべきである。
- ウ 願書に要約書が添付されていないので、発明の概要を400字以内で記載した要約書を作成し願書に添付する必要がある。
- エ 特許請求の範囲に記載のオートフォーカス機構は、明細書に記載されていないので、明細書に記載を追加して特許請求の範囲の記載内容と整合させるべきである。

問 2 4

分析機器メーカーX社の知的財産部の部員は、技術者と新製品に関する先行技術調査について特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の利用を検討している。ア～エを比較して、部員の考えとして、最も不適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 中国の特許であっても、日本語のキーワードで検索を行うことができる。
- イ 指定した2つのキーワードが特定の文字数以内に近接して記載されている特許文献について、検索することができる。
- ウ 日本、米国、欧州、中国、韓国のいわゆる五大特許庁及び世界知的所有権機関（WIPO）に出願された特許出願（パテントファミリー出願）の手續や、審査に関連する情報を参照することができる。
- エ キーワードを用いた特許文献の調査はできるが、国際特許分類（IPC）やFI（File Index）を用いた特許文献の調査はできない。

問 2 5

素材メーカー X 社の技術者甲は、商品開発部において新規な製品 A の開発業務に従事していた。甲は、人事異動により営業部所属となったが、営業部において製品 A に関する発明 P を完成した。その後甲は X 社を退職したが、X 社は製品 A の製造販売の開始を決定した。ア～エを比較して、X 社の知的財産部の部員乙の考えとして、最も適切と考えられるものを 1 つ選びなさい。

- ア 甲の職務発明として認められる部分は、発明 P のうち、甲が商品開発部から営業部に異動した時点で保有していたアイデアまでとなる。
- イ 甲が営業部において会社の設備などの経営資源を使わずに発明 P を完成していたとしたら、発明 P は職務発明とはいえない。
- ウ 甲は営業部に異動となる前に商品開発部で発明 P に関連する製品 A の開発業務に従事していたので、発明 P は職務発明である。
- エ 甲は営業部において発明 P を完成したが、所属していた営業部では営業職であったので、製品 A の販売活動が甲の職務の範囲に含まれていたとしても、発明 P は職務発明とはいえない。

問 2 6

通信機器メーカー X 社では、新規事業を始めるにあたり X 社に不足する技術を、M&A により Y 社又は W 社を買収して補完することを考えている。X 社の知的財産部の部員甲は、I P ランドスケープとして、経営企画部の部長に見せるための図を検討している。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も適切と考えられるものを 1 つ選びなさい。

- ア 縦軸に X 社における技術評価の高い順に技術を並べ、横軸に各技術毎の出願件数をとった図を、Y 社、W 社のそれぞれについて個別に作成して、技術の補完度を検討する。
- イ 縦軸に新規事業において必要となる発明の F I (File Index) を X 社の保有件数順に並べ、横軸にそれぞれの F I が付与された出願件数をとった図を、Y 社、W 社のそれぞれについて個別に作成して、技術の補完度を検討する。
- ウ 縦軸にマーケットにおける技術評価の高い順に技術を並べ、横軸に各技術毎の出願件数をとった図を、X 社と Y 社、X 社と W 社のそれぞれの組合せについての件数を比較できるように作成して、技術の補完度を検討する。
- エ 縦軸に新規事業において必要となる発明の F I (File Index) を X 社の保有件数順に並べ、横軸に新規事業において必要となる発明の国際特許分類 (I P C) を X 社の保有件数順に並べ、該当する出願件数をプロットした図を、X 社、Y 社、W 社のそれぞれについて個別に作成して、技術の補完度を検討する。

問 27

家具メーカーX社は、形状が特徴的であるソファAを開発して、国内のみにおいて意匠権Dを取得し、ソファAを販売したところ人気商品になった。X社は最近になって、外国でソファAと色は異なるが形状が類似したソファBが販売されており、日本のY社がソファBを国内に輸入しようとしているという情報を入手した。X社の知的財産部では、ソファBを入手し検討したところ、Y社のソファBを輸入する行為が意匠権Dを侵害するおそれがあるとの結論になった。ア～エを比較して、X社の考えとして、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 意匠権Dの侵害が国内で発生していない段階でも、侵害のおそれがあるソファBが国内に輸入される見込みがあれば、輸入差止めの申立てができるので早急に対応するのが望ましい。
- イ X社が輸入を差し止めるための認定手続をとるよう申立てを行うと、ソファBを輸入する者には、当該手続がとられることは通知されるが、権利者保護の観点から、意匠権者の氏名等は通知されない。
- ウ 税関長は、認定手続を経た後でなければ、輸入されようとするソファBを没収して廃棄するように命じることはできないが、認定手続が開始された後であればいつでも、ソファBを輸入しようとする者にその積戻しを命ずることができる。
- エ X社は、意匠権Dを侵害するおそれがあるソファBの輸入に対し、特許庁長官に証拠を提出し、輸入を差し止めるための認定手続をとるよう申し立てることができる。

問 28

レストラン運営会社X社は、新たに店名をAとするイタリアンレストランを開業した。X社では、Aを商標として、レストランにおける飲食物の提供を指定役務とした商標登録出願を行ったところ、登録査定の際に謄本が送達された。ア～エを比較して、X社の総務部の部員の考えとして、最も不適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 登録料は、商標権の存続期間の10年分を一括で支払うことも、前半5年と後半5年に分割して納付することもできる。
- イ 登録料を登録査定の際に謄本の送達があった日から30日以内に納付できない場合、商標権の設定登録が行われる場合はない。
- ウ 商標権の存続期間は、何回でも更新することができる。
- エ 商標権の存続期間の満了前6カ月から満了の日までに更新登録の申請をしなくても、その後に更新手続を行うことができる。

問 29

種苗メーカーX社は、技術者甲が育成した品種Aについて品種登録出願手続を行うこととした。
ア～エを比較して、X社の考えとして、最も不適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 品種登録出願の審査において拒絶理由が発見された場合、出願者に通知され、意見書の提出の機会が与えられる。
- イ 品種登録出願をしたときは、当該出願について品種登録がされるまで、その内容に関して出願公表されることはない。
- ウ 品種登録出願の願書は、農林水産大臣に対して提出しなければならない。
- エ 品種Aは永年性植物に関するものであり、育成者権の存続期間は、品種登録の日から30年となる。

問 30

金属メーカーX社では、ある合金粉の製造方法を報告書Aに記載し、営業秘密として管理することとした。ア～エを比較して、X社の法務担当者の考えとして、最も不適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 報告書Aについて、電子化して社外のクラウドで保管しても、営業秘密としての要件を満たす場合がある。
- イ 報告書Aに記載されている合金粉の失敗した製造方法については、営業秘密として保護されないもので、管理しなくてよい。
- ウ 仮に製造部の従業員が報告書Aの内容を生成AIの学習に利用し、その後、営業部でその生成AIを利用し、報告書Aに記載された製造方法が出力されたとしても、報告書Aが製造部で秘密管理されているのであれば、営業秘密としての要件を満たす場合がある。
- エ 報告書Aには「部外秘」などの表示をつけ、特定の場所に保管するようにする。

問3 1

俳優甲は、自分のブログに様々な写真画像を掲載している。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も不適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 写真画像Aは、甲が、高校の同窓会で、同窓会に参加したメンバーと撮影したものである。同窓会に参加したメンバーに同意を得ずに写真画像Aをブログに掲載すると、メンバーの肖像権が問題となる場合がある。
- イ 写真画像Bは、甲が、人気俳優乙が飼っている猫を撮影したものである。乙に同意を得ずに写真画像Bをブログに掲載すると、乙のパブリシティ権が問題となる場合がある。
- ウ 写真画像Cは、甲が、ドラマのロケ地の風景を撮影したもので、当該ロケ地で開催される祭りのポスターの一部が小さく写ってしまった。ポスターの著作権者の許諾を得ずに写真画像Cをブログに掲載しても、当該著作権者の公衆送信権の侵害とならない場合がある。
- エ 写真画像Dは、甲の友人丙が、甲のプライベートを撮影したものである。丙の許諾を得ずに写真画像Dをブログに掲載すると、丙の公衆送信権の侵害となる場合がある。

問3 2

X社は、商標「ABC」、指定商品「スムージー」について商標権Mを有している。X社は、Y社が経営しているジュースバー「ABC」で提供されているスムージーについて、パッケージに「ABC」の文字を記載して販売されていることを発見したため、Y社に対する商標権Mに基づく差止請求権の行使について検討している。ア～エを比較して、X社の考えとして、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア X社は、Y社に対して商標権Mを侵害する旨の警告書を送付したところ、Y社は、パッケージの「ABC」の文字の書体をゴシック体に変更して、販売を再開した。この場合、X社はY社に対して差止請求を行うことはできない。
- イ X社が調査をしたところ、ジュースバー「ABC」は、現時点では周知ではないが、Y社は、商標権Mに係る商標登録出願前から使用していることが判明した。この場合、Y社は先使用権を主張するため、X社が差止請求をしても裁判で認められる可能性は低い。
- ウ X社が、Y社に対して商標権Mを侵害している旨の警告書を送付したところ、Y社は「スムージー」への商標「ABC」の使用を中止したが、「ABC」の文字が記載されたパッケージの廃棄はしていない。この場合、X社はY社に対して差止請求を行うことができる。
- エ X社が調査をしたところ、商標権Mは3カ月前に存続期間が満了し、更新登録の申請も行われていないことが判明した。この場合、X社がY社に対して差止請求を行うことができる可能性はない。

問 3 3

化粧品メーカー X 社では、競合 Y 社の特許権に対する対応を検討している。ア～エを比較して、X 社の考えとして、最も適切と考えられるものを 1 つ選びなさい。

- ア X 社が昨年から販売している化粧品 A は Y 社の特許権の権利範囲に含まれるが、X 社は、当該特許権の出願後、設定登録前に、化粧品 A を販売していたので、当該特許権が存在しても X 社は化粧品 A の販売を継続できる。
- イ 新規事業に関して、特許調査により障害となり得る Y 社の特許権を発見した場合であっても、当該新規事業を開始していない段階では、X 社は利害関係人に該当しないので、特許無効審判を請求することはできない。
- ウ 化粧品 B の Y 社の特許権の権利範囲への属否の検討において、構成要素が異なり、その異なる構成要素が特許発明の本質的な部分でない場合には、Y 社の特許権の侵害とされることはない。
- エ Y 社は原料に係る特許権を有し、X 社が Y 社から購入した当該原料を使った化粧品を製造販売する場合、当該原料に係る特許権について Y 社から実施許諾を受ける必要はない。

5 問34に答えなさい。

問34

家電メーカーであるX社は、2025年6月5日にした特許出願Pに基づく国内優先権の主張をして、2026年5月1日に特許出願Qを行った。この場合、特許出願Qが出願公開されるのは西暦何年何月か、記入例に従って算用数字で記入しなさい。但し、出願公開の請求はされていないものとする。

記入例 西暦2010年1月の場合は、「201001」と6桁の算用数字で左詰めで記入

6 玩具メーカーX社は、2026年1月に新たな知育玩具Aを完成させたので、知育玩具Aについて2026年3月に日本で特許出願Pを行った。その後、X社は、知育玩具Aについて2026年5月に販売を開始した。X社の技術者甲と知的財産担当の乙は、知育玩具Aについての外国での特許権取得のための手続について次の会話をを行った。問35～問37に答えなさい。

甲 「知育玩具Aについての外国での特許権取得に関係する条約にはどのようなものがありますか。」

乙 「パリ条約、特許協力条約（PCT）、1，特許法条約（PLT）等があります。」

甲 「PCTに基づく国際出願を行った場合、各指定国に対する国内移行手続はいつまでに行う必要がありますか。」

乙 「特許出願Pに基づく優先権を主張して国際出願を行った場合、各指定国に対する国内移行手続は、原則として、2から3以内に行う必要があります。」

【語群Ⅶ】

ア TRIPS協定

イ マドリッド協定議定書

ウ ハーグ協定

エ 特許出願Pの出願日

オ 国際出願の出願日

カ 知育玩具Aの販売開始日

キ 12カ月

ク 1年6カ月

ケ 30カ月

問35

【語群Ⅶ】の中から空欄1に入る語句として最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

問36

【語群Ⅶ】の中から空欄2に入る語句として最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

問37

【語群Ⅶ】の中から空欄3に入る語句として最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

7 出版社であるX社が企画中の本について、編集部の部員甲と法務部の部員乙が以下の会話をしている。問38～問40に答えなさい。

甲 「知的財産法の解説本Aを企画しています。全体をわが社の従業者が編集しますが、技術やコンテンツ、デザインなど知的財産に関する異なるテーマ毎に10個の章立てをして、章毎に外部の専門家の先生に執筆を依頼する予定です。」

乙 「素材の選択又は配列によって創作性を有するものであれば、解説本Aは1になると考えられます。」

甲 「解説本Aの帯には権威付けのため、コンテンツ業界で有名な音楽家やデザイナーに推薦者として名前を提供してもらう予定です。」

乙 「有名な方が権威を与えるために名前を提供したのであれば2と考えられます。」

甲 「解説本Aを外国語に翻訳して海外での出版も検討していますが、著作物を保護するための条約にはどのようなものがありますか。」

乙 「著作物の保護については『内国民待遇』や『無方式主義』の原則などを定めた3があります。」

【語群Ⅷ】

- ア ハーグ協定
- イ 編集著作物
- ウ パリ条約
- エ 二次的著作物
- オ ベルヌ条約
- カ 著作者に該当しない
- キ 共同著作物
- ク 実演家の権利が発生する

問38

【語群Ⅷ】の中から空欄1に入る語句として最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

問39

【語群Ⅷ】の中から空欄2に入る語句として最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

問40

【語群Ⅷ】の中から空欄3に入る語句として最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

【2級実技】

番号 正解

問1 ○

問2 ウ

問3 ○

問4 ア

問5 ×

問6 ウ

問7 ×

問8 ア

問9 ○

問10 イ

問11 ×

問12 エ

問13 ウ

問14 エ

問15 エ

問16 ア

問17 ウ

問18 ア

問19 ア

問20 イ

問21 イ

問22 ウ

問23 ア

問24 エ

問25 ウ

問26 ウ

問27 ア

問28 イ

問29 イ

問30 イ

問31 イ

問32 ウ

問33 エ

問34 202612

問35 ア

問36 エ

問37 ケ

問38 イ

問39 カ

問40 オ